社団法人 労働技能講習協会退職金積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人労働技能講習協会の職員(役員を含む)の退職引当金として、適正な積立及び取崩しの基準を定めることを目的とする。

(積立総額)

第2条 本協会の「就業規則に準じる文章」第20条退職金を第22条退職金の算出に 基づき、当該事業年度中に本協会の職員(役員を含む)が退職したときに支払う べき退職金の要支給額に相当する金額。

(積立金)

第3条 毎月の積立金額は、理事会の承認を得て定める。

(積立金融機関)

第4条 本協会の退職積立金は、東京三菱銀行江古田支店とする。金融機関を変更する 場合は、理事会の承認を得るものとする。

(積立金の取崩)

第5条 退職積立金は、職員(役員を含む)が「就業規則に準ずる文章」第21条による退職事由により、退職が発生した場合に取崩すことができる。

(その他)

第6条 この積立金は、職員(役員を含む)が退職した場合の退職金支払以外の目的に は取崩すことができない。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成13年12月17日から施行する。

「細則」

社団法人労働技能講習協会退職金積立金規程第7条により、第3条の毎月の積立金額を下

記の通り定める。(毎事業年度の予算案決定時に理事会にて承認を得る)

毎月の積立金額は、当該事業年度中に職員(役員を含む)が退職したときに支払うべき 退職金の要支給額に相当する金額とする。